



福井市第4次 男女共同参画基本計画



福井市

目 次

はじめに	1
計画の概要	
計画の目的	3
計画の期間	3
第六次福井市総合計画との関係	3
福井市第4次男女共同参画基本計画の考え方	4
第1章 男女共同参画の現状と課題	
日本における男女共同参画の現状と課題	7
福井市における男女共同参画の現状と問題点	11
第2章 理 念	
計画の体系	19
基本理念	21
目標	22
実践目標	23
実践の場における方向性	24
各主体の役割	25
第3章 各主体の取組	
市民の取組	27
市民組織の取組	29
事業者の取組	31
行政の取組	33
第4章 計画の推進	
推進体制	39
進行管理	40
資 料	41

※各章の扉に掲載の図画・ポスターは、福井市「男女共同参画社会づくり」小中学生図画・ポスターコンクールの福井市長賞（最優秀賞）に選ばれた作品です。（学校・学年は当時のもの）

はじめに

平成11年6月、21世紀の新たな男女共同参画社会を実現するために「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この基本法は、男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することを目指したもので、国や地方公共団体、国民の責務^(※1)について明示しています。男女共同参画社会の形成は、行政施策だけでなく国民自らの取組が必要であることを示しているのです。

福井市においては、「福井市女性行動計画～あじさい女性プラン」(平成4年)の策定以後、「男女共同参画都市の宣言」(平成10年)や「男女共同参画社会をめざす福井市条例」の施行(平成15年)等、他市に先がけ20年以上にわたり女性の社会参画に関する施策等に取り組んできました。この結果、徐々にですが様々な分野で男女平等意識が向上してきました。

しかしながら、現状は個人の意識や生活上の慣行、様々なしきたり等において、依然として固定的性別役割分担意識が残っています。これまでの男女共同参画基本計画では、行政施策の成果や数値目標の達成を目標としてきましたが、行政の取組だけでは男女共同参画社会の実現に至りませんでした。このことから、男女共同参画社会を形成するためには、法律や制度上の整備だけでなく、社会全体の意識の醸成や市民の皆様一人ひとりの意識改革が求められることとなります。



(※1) 国や地方公共団体、国民の責務(男女共同参画社会基本法)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

福井市には、性別・年齢などを超えてお互いを尊重しあう風土がありますが、同時に共働き世帯が多いことから、夫婦がともに仕事と家庭を両立するための環境が必要となります。近年、社会状況の変化に伴い男女共同参画に関する課題が、複雑、多様化する傾向にあるなか、今後は女性が仕事を続けていくための環境整備や子育てに対する夫婦の意識改革が重要となります。

これらの課題への対応には、市民・市民組織^(※2)・事業者・行政の4者が個々の特性を生かしながら、対等な立場でともに手を携え、知恵を出し合い、協力することで課題解決の相乗効果を生み出すこと、いわゆる市民協働^(※3)（以下、「協働」という。）で取り組むことが重要となります。このことは、第六次福井市総合計画においても同様で、「自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい」を目指すために4者の協働が重要であるという考えを基本として位置付けています。

このため、今回策定する福井市第4次男女共同参画基本計画は、市民一人ひとりの意識改革が必要であることの重要性を鑑み、市民・市民組織・事業者・行政の4者がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して取り組むことを示す内容としました。

なお、行政は、個別の事業展開で男女共同参画を推進するのではなく、すべての事業を男女共同参画の視点で推進することといたします。



(※2) 市民組織（福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例第2条）

非営利公益市民活動を行う団体のこと。非営利公益市民活動とは、市民の自由で自発的な意思によって行われる不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動で、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- ウ 政治上の主義を促進し、若しくは支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(※3) 市民協働（福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例第2条）

市民、非営利公益市民活動団体、事業者及び市がお互いを理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、その成果と責任を共有しあうこと

計画の概要

計画の目的

この福井市第4次男女共同参画基本計画（以下「第4次基本計画」という。）は、「男女共同参画社会をめざす福井市条例第11条」(※)に定める基本計画です。また、この第4次基本計画は男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国の第3次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、福井市の特性を踏まえた計画です。市民・市民組織・事業者・行政が連携・協働する中で、男女がともに互いを尊重し、個性を生かしながらともに責任を果たし、豊かな人生を送ることができる男女共同参画社会を目指します。

(※) 男女共同参画社会をめざす福井市条例

第11条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第23条の規定により設置する福井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

計画の期間

第4次基本計画の期間は、平成24年度から28年度までの5年間とします。

第六次福井市総合計画との関係

第六次福井市総合計画では、福井市が目指すべき姿を「自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい」とし、4つの基本目標を掲げており、市民・市民組織・事業者・行政など地域に関わるものすべてが協働で取り組むことに重点を置いています。「男女共同参画社会をつくる」ことは、基本目標のひとつである「みんなでつくる住みよいまち」に関する施策のひとつに位置付けられています。

第4次基本計画は、男女共同参画社会基本法の基本理念に基づくとともに、「男女共同参画」を福井市民全体の課題として捉え、市民協働の考えの下、第六次福井市総合計画と整合性を保ちつつ、平成22年度に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、本市の特性に応じ策定しています。

福井市第4次男女共同参画基本計画の考え方

福井市第3次男女共同参画基本計画（以下、「第3次基本計画」という。）は、基本目標ごとに、行政の取組（市の施策・事業）のみを示した計画でした。

しかしながら、男女共同参画社会の実現には、社会全体の意識醸成や基盤の整備が必要不可欠であり、あらゆる場面において男女共同参画の視点を踏まえることが重要となります。このため、第4次基本計画では、市民・市民組織・事業者・行政の各主体がそれぞれの特性に応じて取り組むとともに、連携・協働して意識改革や環境整備に取り組む計画としました。

【第3次基本計画】

市の施策・事業のみを示した計画

目標	基本目標	市の施策・事業	
男女共同参画社会の形成	男女の自立と平等にかかわる意識の醸成	6所属	14事業
	女と男のあらゆる分野への対等な参画	10所属	18事業
	男女均等な機会と待遇の条件整備	6所属	25事業
	健康で安定した生活の確保と福祉の充実	12所属	26事業
	福井市第3次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画2007」の推進	3所属	12事業

市の施策のみを示すのではなく、市民・市民組織・事業者・行政各主体の役割や取組例を明示する。

【第4次基本計画】

各主体が対等な立場で協働して取り組む計画

基本理念	目標	実践目標	実施主体	各主体の取組	市
家庭、地域、職場で男女がともに尊重される住みよいまち・ふくい	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な場でみんなが個性と能力を発揮できる社会を目指します。 ○仕事と生活の調和を図り、安心して子どもを産み育てられる社会を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康で安定した生活の確保と不安の軽減 ○男女共同参画意識の醸成 ○男女が対等に参画する機会の確保 ○女性の社会参画を促進するための条件整備 	市民	特性に応じて取り組む 他の主体と連携・協働する	各主体のサポート 重点施策の進行管理
			市民組織		
			事業者		
			行政	一事業者として取り組む施策 国や県等と連携して取り組む施策	

※ 上表「第4次基本計画」中、基本理念・目標・実践目標・実施主体については、第2章「理念」にて後述する。

第1章

男女共同参画の現状と課題



「家族みんなでお料理作り！」
(平成22年度作品)
東藤島小学校2年
櫻井 征一郎さん



「家族みんなでお家の仕事」
(平成22年度作品)
清水東小学校5年
鈴木 涼平さん

日本における男女共同参画の現状と課題

1) 日本における男女共同参画の現状

最初に、世界における日本の男女共同参画の状況を見てみます。

国連開発計画が平成23年に発表した人間開発報告書によると、日本は人間開発指数※1が187カ国中12位に、ジェンダー不平等指数※2が146カ国中14位に位置します。それに対して、世界経済フォーラムが平成23年に発表したジェンダー・ギャップ指数※3では、135カ国中98位と低順位に位置します。このことから、日本は教育程度、健康面、所得水準等が高いにもかかわらず、社会に進出し活躍している女性が少ないということが分かります。

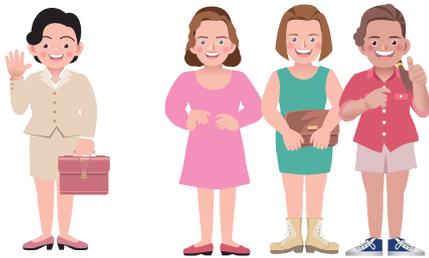
※1)人間開発指数：平均寿命、教育水準、所得水準から各国の生活の質や発展度合いを示す指標で、上位ほど個人の選択肢が広いと言える。

※2)ジェンダー不平等指数：妊産婦死亡率、若年妊娠出産率、初等教育等の女性比率・女性の労働市場参加率、女性議員比率から、人間開発における男女間の格差を示す指標で、上位ほど男女平等が進んだ国と言える。

※3)ジェンダー・ギャップ指数：出生率、健康寿命、教育水準、経済活動や政治への参画度から、社会進出における男女格差を示す指標で、上位ほど社会進出における男女平等が進んだ国と言える。

順位	人間開発指数	ジェンダー不平等指数	ジェンダー・ギャップ指数
1	ノルウェー	スウェーデン	アイスランド
2	オーストラリア	オランダ	ノルウェー
3	オランダ	デンマーク	フィンランド
4	アメリカ	スイス	スウェーデン
5	ニュージーランド	フィンランド	アイルランド
6	カナダ	ノルウェー	ニュージーランド
7	アイルランド	ドイツ	デンマーク
8	リヒテンシュタイン	シンガポール	フィリピン
9	ドイツ	アイスランド	レソト
10	スウェーデン	フランス	スイス
11	スイス	韓国	ドイツ
12	日本	ベルギー	スペイン
13	香港	スペイン	ベルギー
14	アイスランド	日本	南アフリカ共和国
5	5	5	5
98	ドミニカ共和国	ブータン	日本

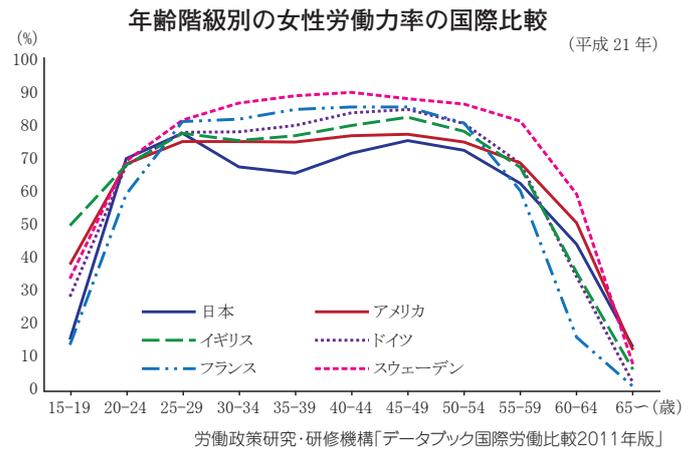
ジェンダーに関係する2つの指数において上位に位置するスウェーデンでは、以前から女性も男性と同様に仕事を持ち、家庭との両立を図っています。この国では、子ども一人につき480日間の有給育児休暇(両親休暇)の付与、所得に関わらない16歳未満までの児童手当支給等、子育てで支援制度を中心に仕事と家庭の両立を実現してきました。また、国、自治体がともに「男女平等局」を設置し、誰もが個性と能力を発揮できる社会を実現させた結果、ジェンダー・ギャップ指数において上位に位置することとなったのです。



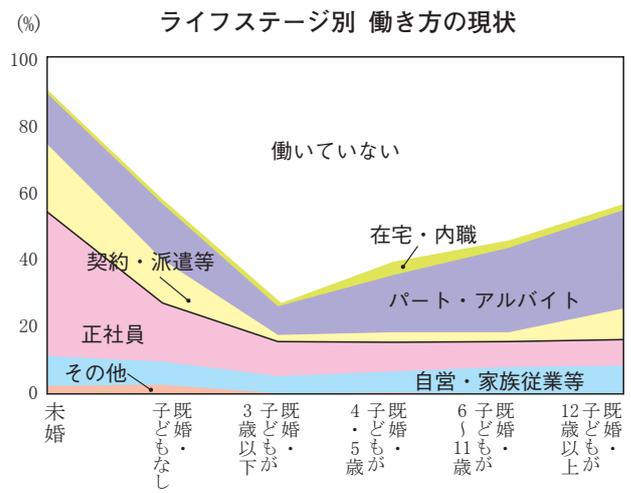
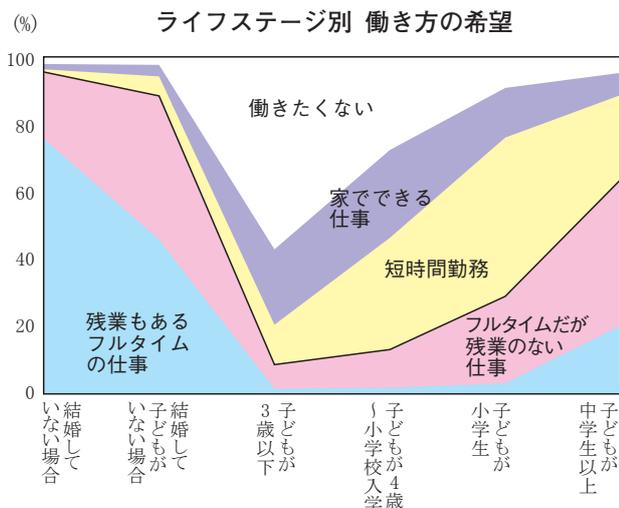
項目	日本	スウェーデン	備考
人口	12,806万人	942万人	日本：平成22年国勢調査人口等 基本集計結果
人間開発指数	12位	10位	生活の質・発展度合い
ジェンダー不平等指数	14位	1位	人間開発における男女間格差
ジェンダー・ギャップ指数	98位 ※	4位 ※	社会進出における男女間格差
国会議員の女性割合	11.3%(54/480人)	45.0%(157/349人)	平成23年
管理的職業従事者の女性比率	0.10 ※	0.48 ※	男性1に対する指数
男女間賃金格差	0.69 ※	0.75 ※	男性1に対する指数
合計特殊出生率	1.39	1.94	日本：平成22年 スウェーデン：平成21年
高齢化率	23.0%	18.5%	日本：平成22年国勢調査人口等基本集計結果 スウェーデン：平成23年度版高齢社会白書(内閣府)
消費税率	5%	25%	スウェーデン：一部例外あり 食料・交通：12% 書籍・新聞等：6%

※印は世界経済フォーラム調査による(数値：平成23年)

次に、日本における女性の就業状況を見てみます。
日本の女性は、20歳代中頃までは8割近くが働いていますが、その後減少し、また40歳頃から増加に転じます。これは、女性の多くが出産や育児で、一度仕事を辞め、子育てがひと段落すると再度働き出すという状況を示していて、そのグラフの形から「M字カーブ」と言われます。諸外国では、ほとんどM字にならず、女性が働き続けていることが分かります。

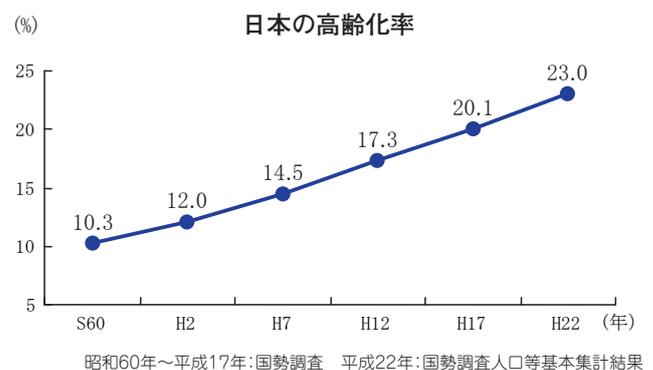


内閣府の調査によると、3歳以下の子どもを持つ女性の半分程度が「働きたい」と答えています。実際には7割が働いていません。そして、子どもが中学生以上になると、9割が「働きたい」と答え、そのうち2/3程度はフルタイムでの勤務を希望しています。しかし、実際には、半分の人が働いておらず、フルタイムで働いている人も2割に達しません。これらのことから、出産・育児後に働く意欲があっても働けない人が多く、さらにフルタイムでの再就職はより困難な状況であることが分かります。



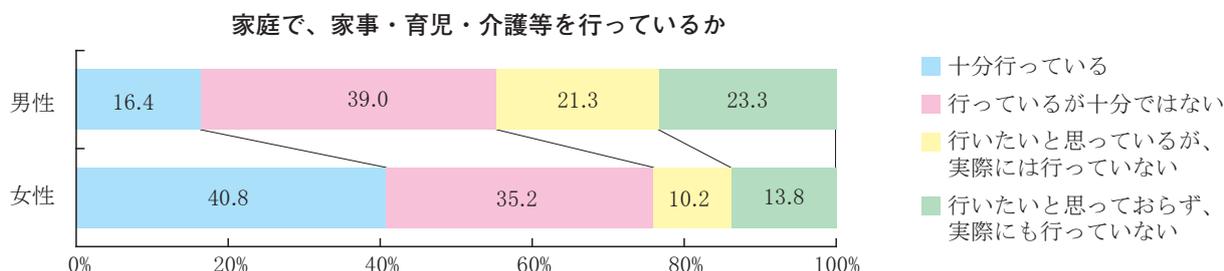
内閣府「女性のライフプランニング支援に関する調査報告書」(平成19年)

次に、日本の人口構成を見てみます。国勢調査によると、昭和60年に1割前後だった老年人口(65歳以上の高齢者)の割合が、平成22年には23%に達しており、およそ4人に一人が高齢者という現状です。このように高齢化が進む一方で、少子化も進展し、結果として生産年齢人口の減少につながっています。



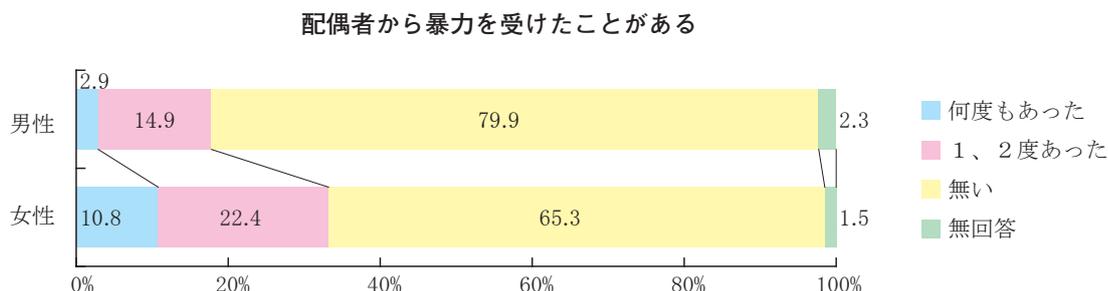
このような社会では、女性の労働力がこれまで以上に重要となってきます。

一方、家庭内の日常的な家事や育児については、依然として女性の担う率が高い状況にあり、高齢者が増加するなか、介護等新たな課題が出てきています。このため、仕事と生活の調和が重要となります。



内閣府「男女のライフスタイルに関する意識調査」(平成 21 年)

さらに、人間としての根本にかかわる深刻な問題として、配偶者からの暴力、即ちドメスティック・バイオレンス(※)があります。内閣府の調査では、配偶者からの暴力を何度も受けた女性が10.8%、1、2度はあった女性が22.4%います。家庭内の問題は表面化しにくく、被害者が訴えることができない、相談に行けない、一人で悩むという例は枚挙に暇がありません。“暴力は犯罪行為であり、言葉にも暴力はある。”ということを一ひひとりが自覚しなければいけません。



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成 20 年)

(※)ドメスティック・バイオレンス
同居関係にある配偶者や、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の間で起こる、暴力的な扱いを行う行為ないしは暴力によって支配する行為全般を指す。その種類として、身体的虐待・精神的虐待・性的虐待・経済的暴力・社会的隔離等がある。

これらの状況を踏まえ、住みよい社会をつくるためには、互いの人権を尊重する男女共同参画の推進が必要となります。誰にでも、自分のやりたいこと、自分の目指すものがあると思います。もし、「男性だから、女性だから」というように性別を理由にやらせてもらえなかったら、その人は納得できるでしょうか。

このような自分ではどうすることもできない理由による差別は、重大な人権侵害です。これは、本人にとってはもちろんのこと、社会にとっても大きな損失となります。性別に関係なく、一人の人間として自分のやりたいことに挑戦ができ、正当な評価を受けることができる社会の実現が必要なのです。

2) 日本における男女共同参画の課題

国の第3次男女共同参画基本計画においては、以下の5点を取り組むべき課題として強調しています。

(1) 女性の活躍による経済社会の活性化

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、女性をはじめ多様な人材の活用は、経済社会の活性化にとって必要不可欠です。また、他国と比較して社会に進出する女性が少ないという現状を踏まえ、女性が能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会をより増やしていくことが課題となります。

(2) 男性、子どもにとっての男女共同参画

男性が、自身も関わる課題（仕事と生活の調和等）に対応するため、男女共同参画を自らの視点で捉え、理解することが不可欠です。

また、次代を担う子どもたちが、健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指す観点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を進めることが重要です。

(3) 様々な困難な状況に置かれている人々への対応

ひとり親家庭等の増加、雇用・就業構造の変化、経済社会のグローバル化の中で貧困に陥る層が増加しています。女性は、出産や育児等による就業の中断、非正規雇用が多いこと等を背景に、貧困等の生活上の困難に陥り易い状況です。つまり、女性が働きやすい就業構造への改革等、様々な困難な状況に置かれている人々への対応が必要です。

(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力には様々な形態があり、その内容から表面化しにくい問題です。このことに対しては、根絶のための基盤整備と、防止対策や被害者支援等、幅広い取組を総合的に推進することが必要です。

(5) 地域における身近な男女共同参画の推進

人間関係の希薄化や単身世帯の増加等、家族形態が変化するなかで、地域力を高めていくためには、誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、地域における取組が不可欠です。

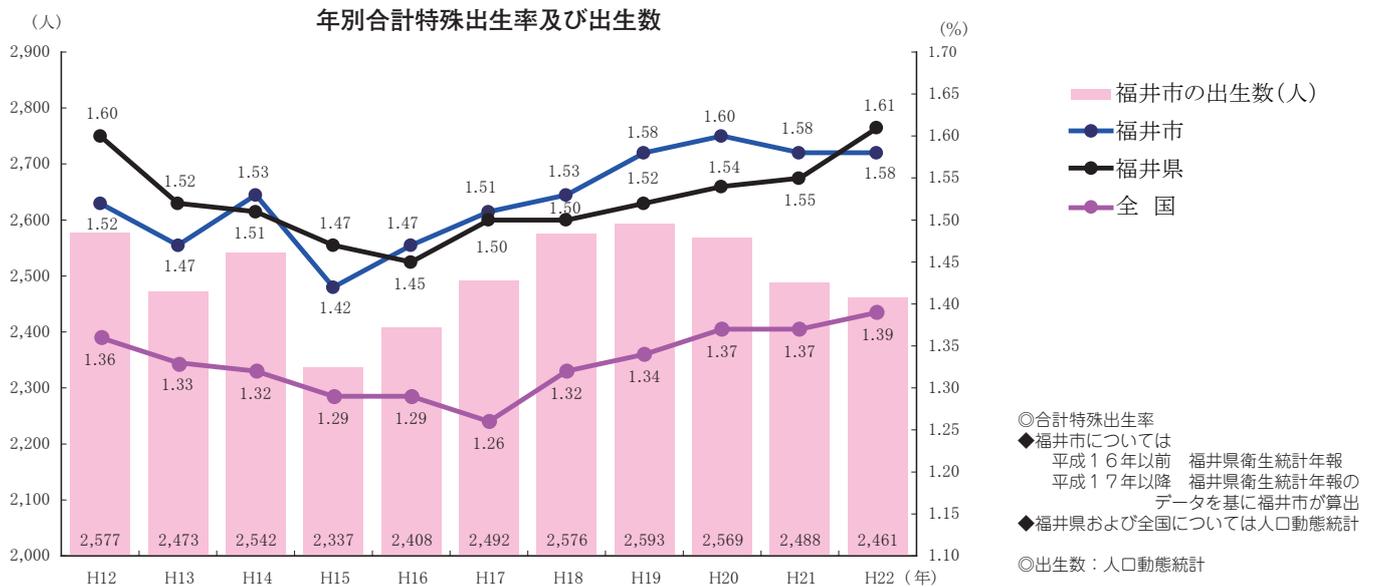
福井市における男女共同参画の現状と問題点

1) 福井市における男女共同参画の現状

(1) 少子高齢化の進展

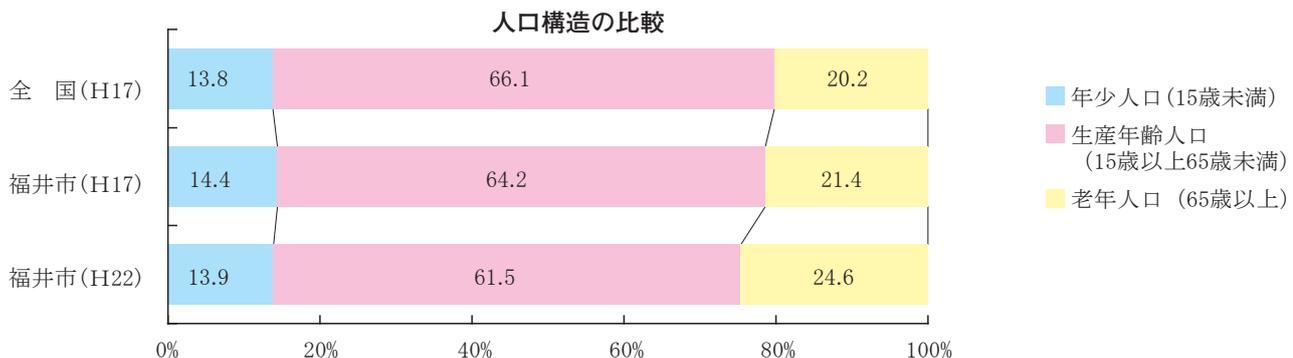
全国的に合計特殊出生率（※1）が減少傾向にある中、福井市の出生率は1.58と、全国（1.39）に比べ高いものの、長期的に人口が安定して維持される人口置換水準（※2）の2.07を下回っています。

（※1）合計特殊出生率：1人の女性が生涯に産む子どもの平均数。
（※2）人口置換水準：長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。



一方、老年人口の割合は、平成17年の21.3%から、平成22年には24.6%となっており、平成27年には28.8%にまで上昇することが推測されています。

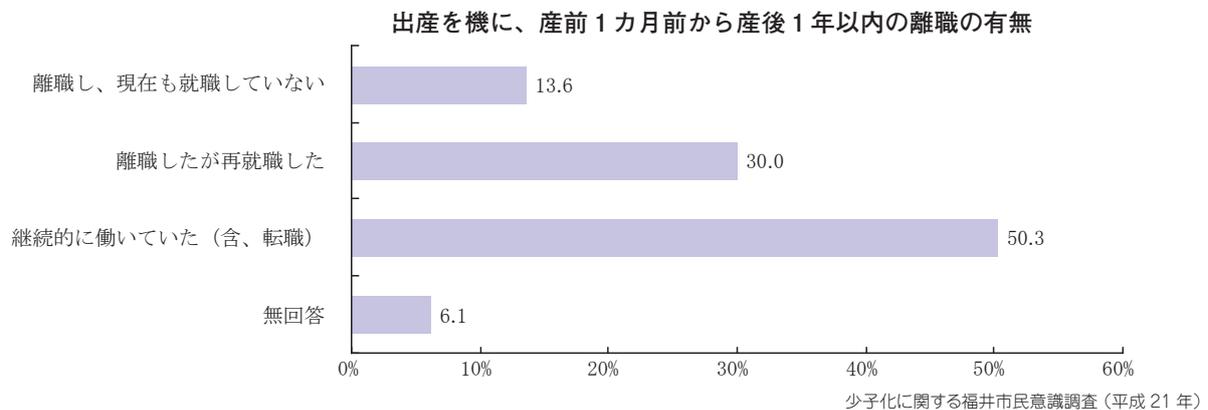
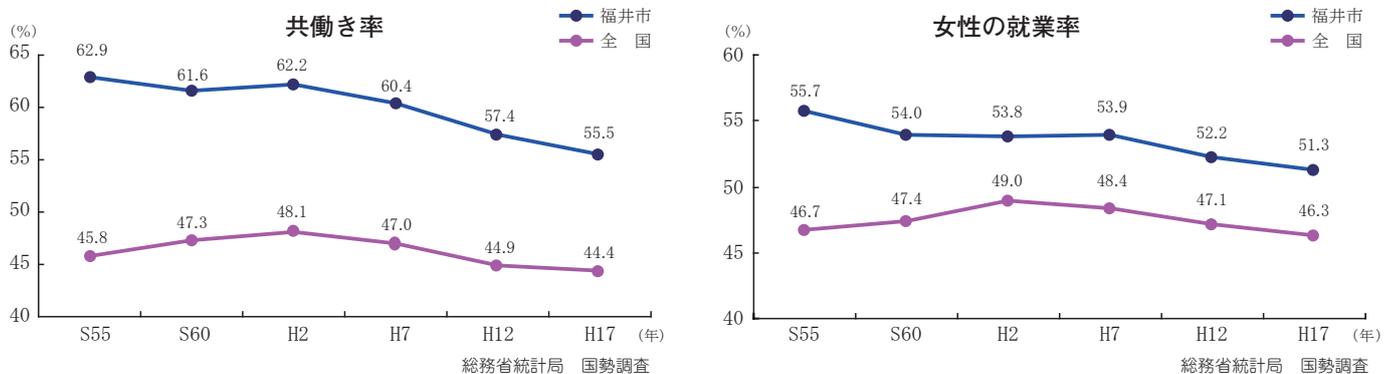
また、全国と人口構造を比較した場合、福井市は経済社会の担い手としての生産年齢人口比率が低く、老年人口比率の高い構造になっています。このことは、将来の経済社会の活性化に対し、マイナスの影響を与えることになります。



平成17年：国勢調査
平成22年：国勢調査人口等基本集計結果

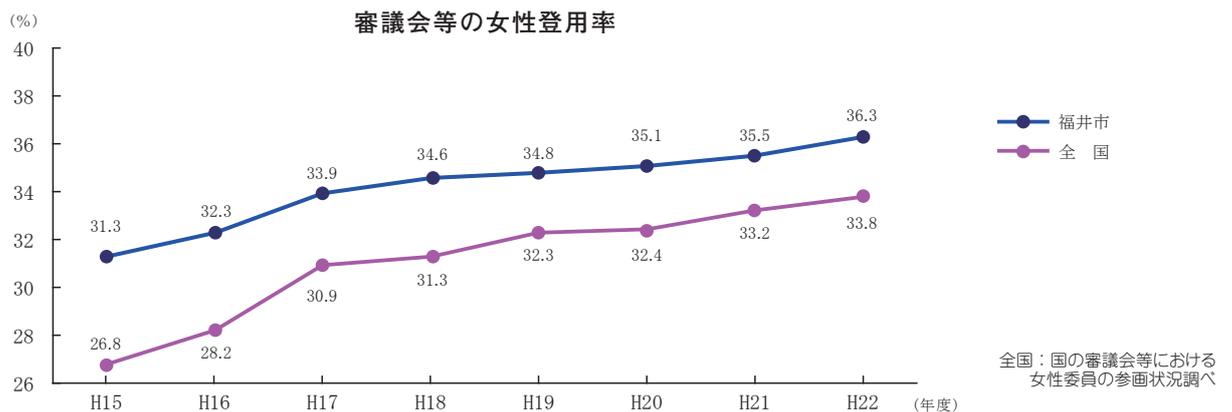
(2) 共働き率の高さ

福井市の特徴として、共働き率の高さが挙げられます。本市における平成17年の共働き率は55.5%、女性就業率は51.3%と全国と比べて高く、結婚や出産を機に離職している割合も低い状況であることから、働く女性が多いと考えられます。



(3) 審議会・委員会等の女性登用率

男女共同参画社会を形成していく上で、政策・方針決定過程への女性の参画拡大は重要な課題です。行政においては、審議会・委員会等における女性登用率がこのことを図る主要な指標です。福井市における、平成22年度の審議会・委員会等における女性の登用率は36.3%と、全国平均(33.8%)より高い状況です。しかし「男女共同参画社会をめざす福井市条例」においては、「市は、その附属機関等の委員の構成について、男女別の委員の数が均衡するよう努めなければならない」と定めているため、引き続き女性登用の推進に取り組んでいきます。

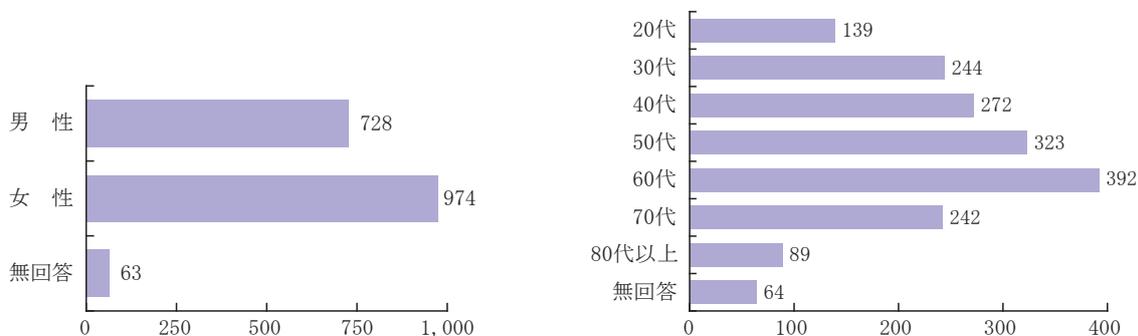


(4) アンケートに見る市民意識の現状

〔アンケート名〕 男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査（平成23年）

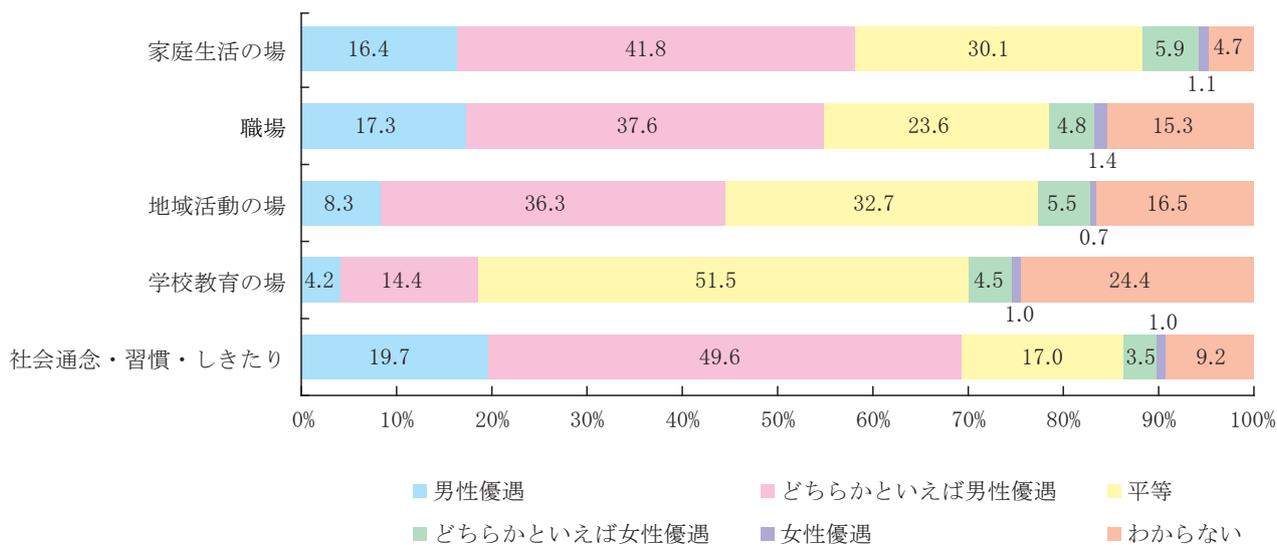
対象者：福井市在住の20歳以上の者（無作為抽出による3,000名）

回収数：1,765



① 男女平等意識

Q 各分野で男女の地位は平等になっていると思いますか



「学校教育の場」では平等意識が過半数を超えている（51.5%）ものの、その他の分野では依然として男性優遇意識（※）の根強いことがわかります。特に、「社会通念・習慣・しきたり」で男性優遇意識の割合が最も高く（69.3%）、これに続き「家庭生活の場」「職場」等で高い割合を示しています。また、男性優遇意識と女性優遇意識の割合を比較すると、全ての分野で男性優遇意識が高いという結果となっています。

（※）優遇意識：「優遇」と「どちらかといえば優遇」の合計。

② 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、調査対象者全体では反対が過半数を超えているものの(51.2%)、未だ37.8%の方が賛成と答えています。年代別では、賛成の割合は60代以上で高くなる傾向があり、高齢者において性別役割分担意識が根強く残っていると考えられます。逆に20代から50代では、反対が過半数を超えており、この傾向は男女平等教育の推進や現役の共働き世帯であること等、社会的な要因によるものと考えられます。

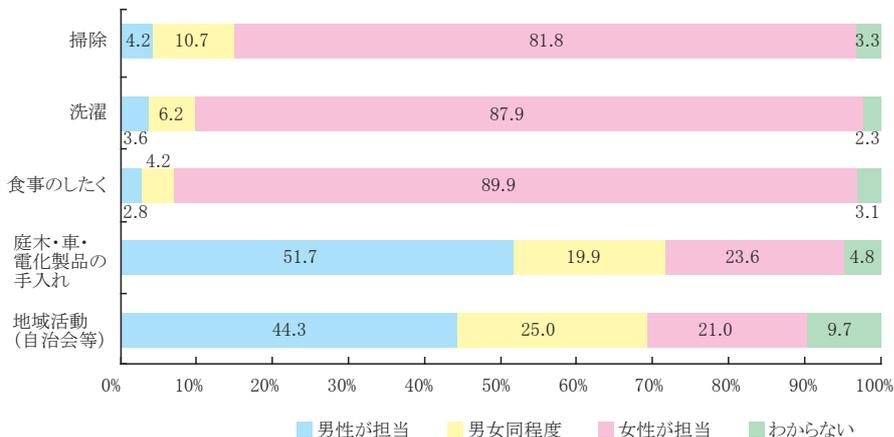
Q 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に賛成ですか、反対ですか



③ 家庭での男女の役割分担意識

「食事のしたく」「洗濯」「掃除」においては、女性の担当している割合が80%以上と高く、日常的な家事は女性が担っていることがわかります。一方、男性は、「庭木・車・電化製品の手入れ」「地域活動」で高い割合を示しており、依然として家庭の役割分担における男女差が見られます。

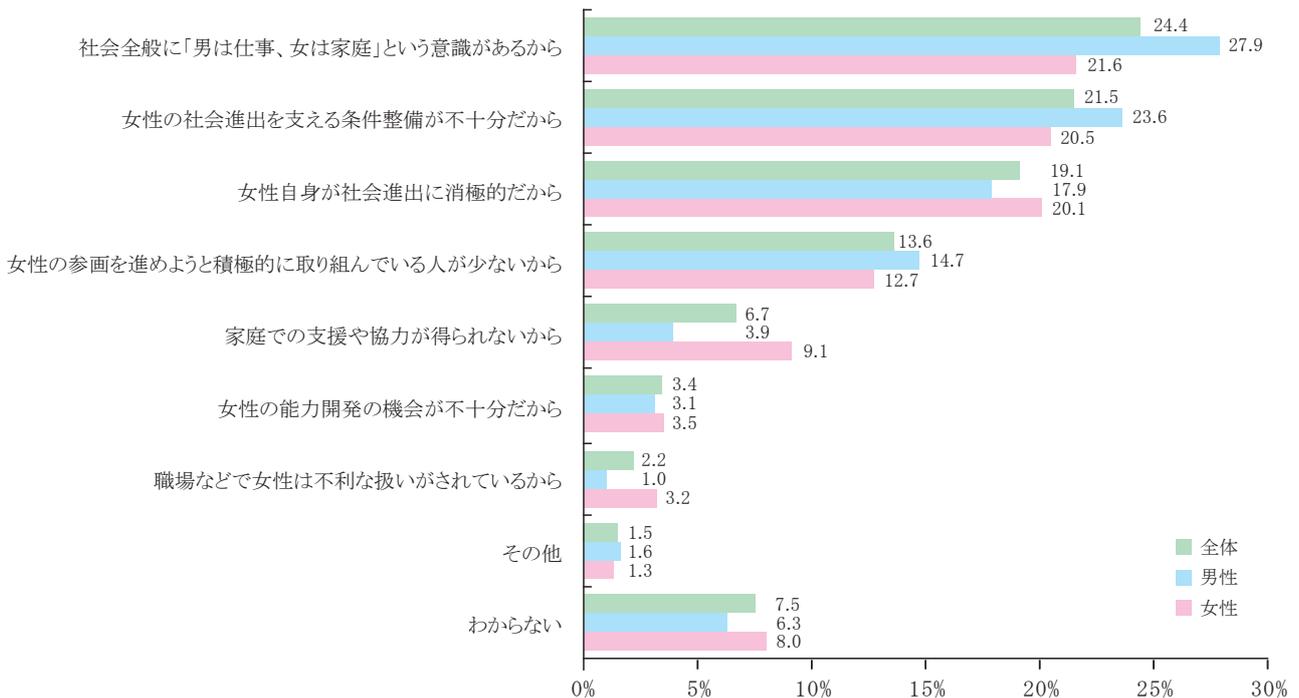
Q 現在、あなたのご家庭での男女の役割分担はどうなっていますか



④ 女性の社会参画が進んでいない理由

女性の社会参画が進んでいない理由では、「社会全般に男は仕事、女は家庭という意識があるから」の割合が最も高く(24.4%)、固定的性別役割分担意識が解消されていないと考えていることがわかります。

これに次いで「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」(21.5%)、「女性自身が社会進出に消極的だから」(19.1%)の割合が高くなっています。

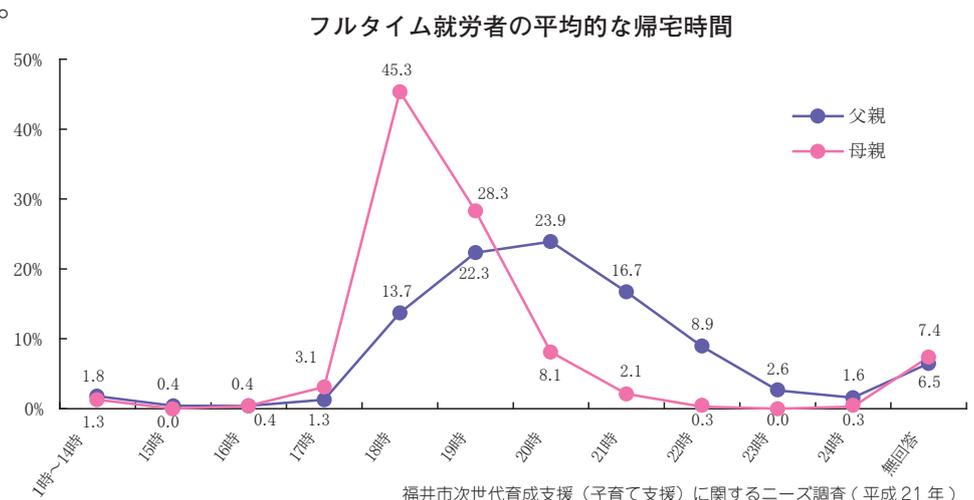
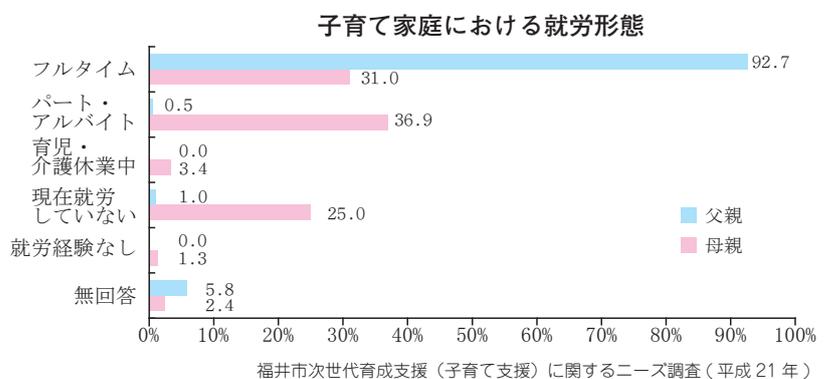


男女別にみると、上位の2項目「社会全般に男は仕事、女は家庭という意識があるから」と「女性の社会進出を支える条件整備が不十分だから」については、男性が女性を上回っているのに対し、3番目の「女性自身が社会進出に消極的だから」については女性が男性を上回っており、女性自身が社会進出に消極的であると考えていることがわかります。

⑤ 子育て家庭における就労状況

子育て家庭における就労状況を見てみると、男性の92.7%、女性の31.0%がフルタイム勤務です。

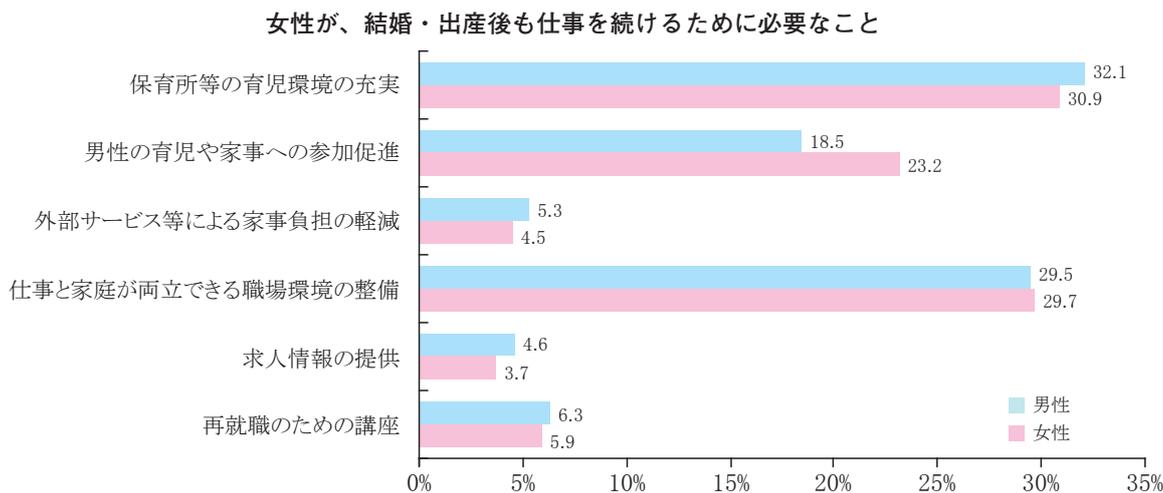
また、フルタイム勤務の父母の平均的な帰宅時間は、父母とも19時の前後2時間に集中しているものの、全体的に父親の帰宅時間が遅いことが分かります。



⑥ 女性が、結婚・出産後も仕事を続けるために必要なこと

女性が、結婚・出産後も仕事を続けるために必要なことでは、育児環境や職場環境の整備に次いで、家庭における「男性の育児や家事への参加促進」の割合が高いことが分かります。

特に、他の項目においては、男女の回答に差があまり見られないのに対し、この項目では、男女間に差が顕著に現れています。このことから、女性が育児や家事に関して、男性が考えるよりも負担を感じていることが分かります。

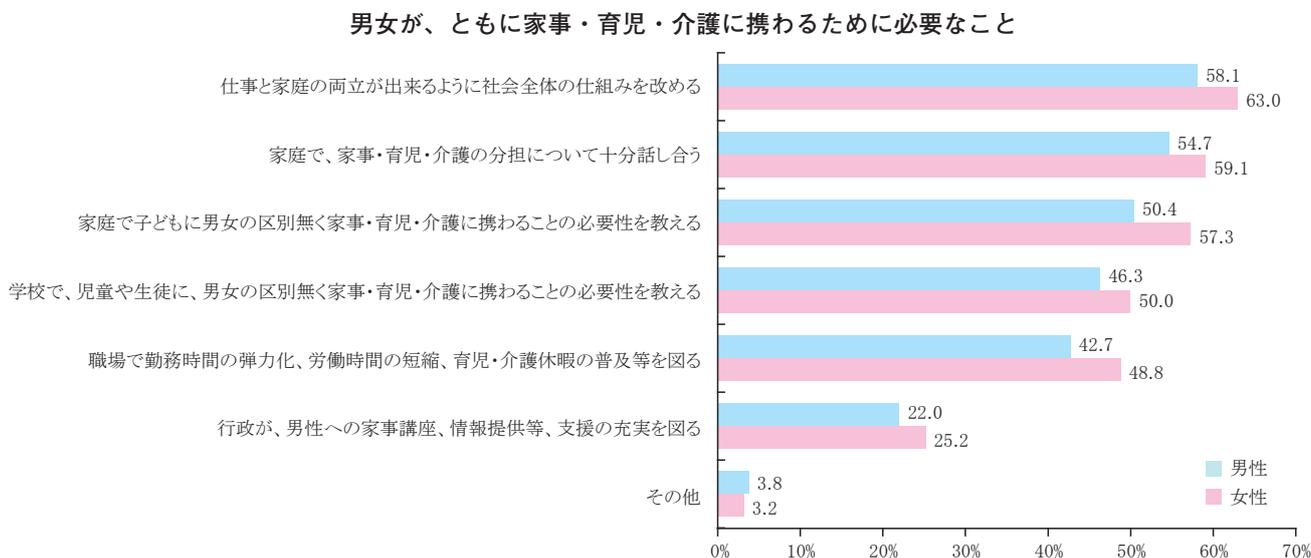


少子化に関する福井市民意識調査（平成21年）

⑦ 男女が、ともに家事・育児・介護に携わるために必要なこと

男女が、ともに家事等に携わるために必要なことの2位と3位に「家庭」内の対応が挙がっています。このことから、男女とも家庭において自らを変えていくことが必要だと考えていることが分かります。

また、全ての項目において女性が男性を上回る回答をしていることから、女性の方が「男女がともに家事・育児・介護に携わる」必要性を強く感じていることが分かります。



男女共同参画に関する福井市民意識アンケート調査（平成23年）

2) 福井市における男女共同参画の問題点

以上のことから、男女共同参画社会の実現に向けて、福井市における問題点が見えてきました。

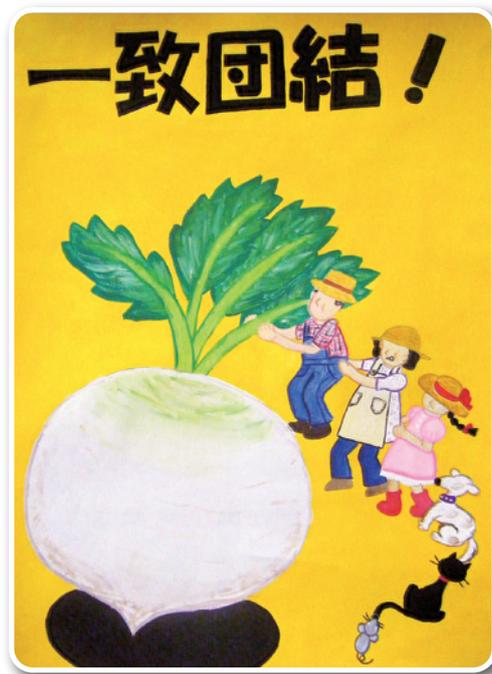
- (1) 合計特殊出生率は比較的高いものの、人口置換水準を下回る状態が続いており、少子高齢化が進展している。また全国と比較して共働き率は高いものの、生産年齢人口比率が低い。
- (2) 男性の家庭生活への参画意識が低い。
- (3) 日常生活等において、性別による役割分担意識に男女差と年代差があり、特に男性や高齢者に強く見られる。
- (4) 男女ともに「男は仕事、女は家庭」という考えを否定しているにもかかわらず、家庭での日常的な家事等はほとんど女性が担っており、現実には「男は仕事、女は家庭」の傾向が強いことが伺える。
- (5) 男女ともに、女性の社会参画を阻む要因のひとつに、不十分な条件整備があると考えている。
- (6) 子育て家庭におけるフルタイム就労者の帰宅時間は、母親より父親が遅い。

上記の問題点から、福井市が解決に向けて取り組むべき課題は「固定的性別役割分担意識の解消」と「社会進出を支える条件整備の推進」であるといえます。

これらの課題を解決することにより、男女がともに家事、育児や介護等を担う家庭と、男女とも働きやすい職場が作られます。このことは、安心して子育てが出来る環境づくりにおいても重要なことであり、少子化対策にも繋がるものです。

このため、第4次基本計画においては、男女共同参画と少子化対策の両方の視点から基本理念や目標を定めるとともに、市民・市民組織・事業者・行政の役割や取組を示し、男女共同参画社会の形成を図ります。

第 2 章 理 念



「社会の様子」
(平成22年度作品)
清水中学校1年
木村 優葉さん

計 画 の 体 系

基本 理念

家庭、地域、職場で男女がともに尊重される住みよいまち・ふくい

目 標

身近な場でみんなが個性と能力を
発揮できる社会を目指します。

仕事と生活の調和を図り、安心して子ども
を産み育てられる社会を目指します。

実 践 目 標

男女共同参画意識の
醸成

男女が対等に参画
する機会の確保

女性の社会参画を促進
するための条件整備

健康で安定した生活
の確保と不安の軽減

実践の場 における方向性

家庭で
一人ひとりが互いを大切
にし、多様な生き方を選
択できること

地域で
男女が対等に参画する機
会が確保されること

職場で
誰もが意欲を持ち、満足
が得られ、仕事とその他
の活動が両立できること

各主体の役割

【市 民】

家庭と地域での男女
共同参画意識の醸成
に努める

他の主体の取組に参
加・協力する

【市民組織】

組織の特徴を生かし
た男女共同参画推進
活動に取り組む

他の主体の取組に参
加・協力する

【事業者】

男女が対等な立場で
雇用され、就労でき
る条件整備の促進を
図る

他の主体の取組に参
加・協力する

【行 政】

市民・市民組織・事
業者と連携、協働し
て取り組むことで、
男女共同参画社会の
形成を促進させる

行政も一事業者とし
て男女共同参画を推
進する

市は、国や県等との
連携により、男女共
同参画社会の形成に
取り組む

各主体の取組の指針

- 1 男女共同参画意識を高める
- 2 家族で協力し合う
- 3 仕事と生活の調和を図る
- 4 男女ともに地域活動に積極的に参画する
- 5 相手を尊重した発言や行動をとる

- 1 組織内における男女共同参画の意識啓発に努める
- 2 前例にとられない組織運営に努める
- 3 組織内における女性の登用を増やす
- 4 活動において性別による差別を行わない
- 5 組織内における男女共同参画を阻害する要因の除去に努める
- 6 他の市民組織と連携する

- 1 雇用において、男女の均等な機会と待遇を確保する
- 2 働き続けられる環境の整備に努める
- 3 仕事と生活の調和が図れるよう、就労関係の整備に努める
- 4 教育や訓練の機会を設け、意欲があれば誰でも受けられる仕組みづくりに努める
- 5 正当な評価を行い、女性の管理職への登用に努める
- 6 従業員に対する男女共同参画に関する講習の機会を設ける
- 7 職場内で良好な人間関係をつくりあげる

- 1 第4次基本計画に基づいた施策を総合的に促進する
- 2 男女共同参画を意識した施策を推進する
- 3 市民・市民組織・事業者と協働して施策を進める
- 4 男女共同参画に向け、一事業者として取り組む
- 5 政策・方針決定過程への女性の参画を進める
- 6 国や県等と連携を取り、男女共同参画社会の形成に取り組む
- 7 第4次基本計画における進行管理を徹底する

各主体の主な取組

- ◆男女共同参画の意義を理解する。
- ◆一人ひとりがおもいやりの心を持つ。
- ◆一人ひとりの人権を尊重する。
- ◆家庭、地域、職場におけるコミュニケーションを深める。
- ◆家庭内で互いに協力し、家族それぞれが役割（家事、育児、介護等）を担うことで、男女ともに働くことに意欲の持てる生活環境を整える。
- ◆男女ともに地域活動（自治会活動、防災活動等）に積極的に参加する。また意思決定にも関わるよう心がける。
- ◆ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントが重大な人権侵害であることを理解し、絶対に行わない。

- ◆構成員一人ひとりが男女共同参画意識の向上に努める。
- ◆構成員の誰もが個性と能力を生かすことのできる活動を行う。
- ◆慣習や社会通念、しきたりにとられない組織の運営を行う。
- ◆組織内のセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止に努める。
- ◆組織の特徴を生かした男女共同参画推進に取り組む。
- ◆地域における男女共同参画に関する課題解決への取組に努める。

- ◆法令を遵守し、実態として男女で差が生じているような採用、研修及び昇進等で男女格差を解消するよう努める。
- ◆子育て、介護等の時間の確保に向け就労制度面の整備を進める。
- ◆相手のことを思いやり、互いに仕事と生活の調和を図ることができ職場の雰囲気づくりに努める。
- ◆従業員研修の中に男女共同参画教育の場を設け、互いが個性と能力を尊重できる職場環境づくりに努める。
- ◆男女共同参画に関して職場内の実態を把握するよう努める。
- ◆セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の従業員への周知徹底に努めるとともに、パワーハラスメントに関する相談体制の整備に努める。
- ◆セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを許さない職場環境をつくるよう努める。

【市民・市民組織・事業者との協働】

詳細はP35

【福井市の取組】

- ◆あらゆる施策の推進において、男女共同参画の視点を意識します。
- ◆各主体が男女共同参画に関する情報を共有できるよう、情報を発信します。
- ◆ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの根絶を目指します。（内容に関する正しい理解と防止への啓発、相談業務の実施）
- ◆苦情処理委員会を設置し、男女共同参画社会実現への障害を取り除きます。
- ◆女性の政策・方針決定過程への参画を拡大するとともに、参画意識の向上を図ります。
- ◆国や県等との連携を深め、男女共同参画に関する情報を収集し、その対策に努めます。
- ◆福井市男女共同参画促進会議を設置し、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ◆男女共同参画を協働で推進するために、市民協働の啓発に努めます。
- ◆性別に関わらず、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境整備を行う等、男女共同参画にふさわしい職場づくりを目指します。
- ◆あらゆる機会を捉え研修等を行い、職員の男女共同参画意識を高めます。
- ◆誰でも能力が発揮できる職場をつくり、意欲と能力に応じ管理職への登用を進めます。

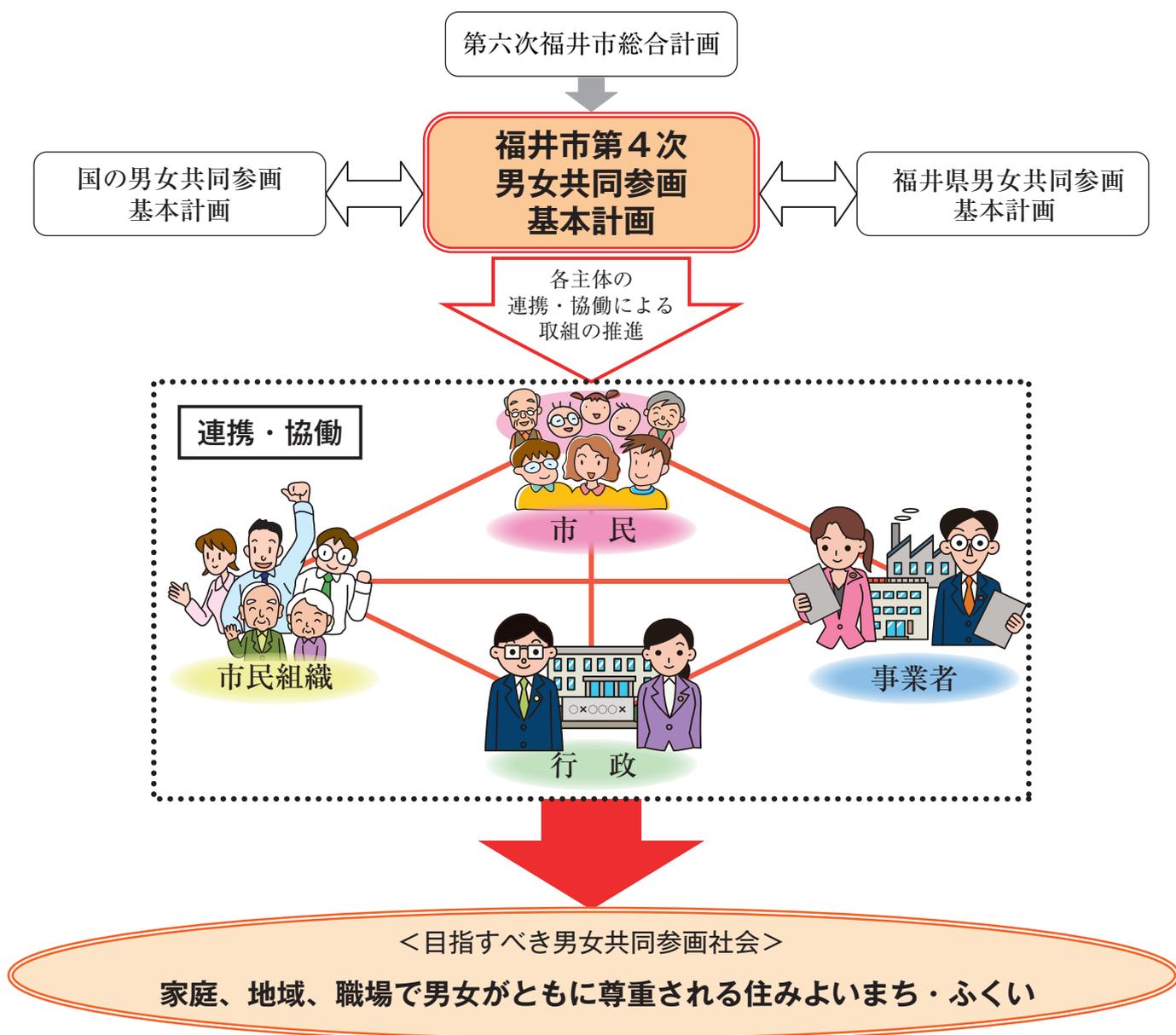
基本理念

福井市は、第六次福井市総合計画のなかで、まちづくりの基本目標のひとつに「みんなでつくる住みよいまち」を掲げ、この目標の達成に向けた政策のひとつを「誰もが尊重される住みよいまちをつくる」とし、市民一人ひとりがお互いを尊重することで、差別や偏見のない地域社会を築き、誰もが住みよいまちづくりを進めることとしています。

男女共同参画社会の形成は、この目標を達成するための重要な施策のひとつです。このためには、前章で挙げた問題点を解消し、真の男女共同参画社会の実現を目指して、基本理念を次のように定めます。

『家庭、地域、職場で男女がともに尊重される住みよいまち・ふくい』

この基本理念をより具体的に捉えるためには、目標や実践目標を掲げ家庭、地域、職場において、分野毎に市民・市民組織・事業者・行政の各主体自らが何をすべきかその役割を理解し、対等な立場で連携、協働しながら課題解決に向けた取組を積み重ねていきます。



目 標

「家庭、地域、職場で男女がともに尊重される住みよいまち・ふくい」を実現するためには、市民・市民組織・事業者・行政の各主体が、目標を共有し、それぞれの役割を担いながら取組を進めていかなければなりません。

ここでは、福井市における男女共同参画の問題点を解消するために、目標を次のとおり定め、各主体が男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施するための指針とします。

【課題】 固定的性別役割分担意識の解消

身近な場でみんなが個性と能力を発揮できる社会を目指します。

福井市では、これまでも男女共同参画に向けた様々な取組を行ってきました。しかし、未だに女性が大事な意思決定過程に参画することは少なく、さらに日常生活等においては男性が優遇されていると感じている人が多いのが現状です。

このような中では、一人ひとりが意識を変え、互いに対等な相手として認め合うことが求められます。そのためには、家庭、地域、職場等身近な場において誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現が重要となります。

【課題】 社会進出を支える条件整備の推進

仕事と生活の調和を図り、安心して子どもを産み育てられる社会を目指します。

福井市の特徴として、全国と比べ、女性の就業率と共働き率の高いことが挙げられます。また、女性は日常的な家事・育児についてそのほとんどを担っています。これらのことから、女性に大きな負担がかかっていると考えられます。

このような中、仕事と生活の調和を図ることにより、家庭、地域、職場において多様な生き方の選択・実現を可能とすることが求められます。このことは、安心して子どもを産み育てられる社会の形成につながります。

実践目標

前項で定めた目標を達成するために、そして各主体が男女共同参画社会への取組を実施するために、家庭、地域、職場等あらゆる活動の場における身近な実践目標を定めました。

1) 男女共同参画意識の醸成

みんなが個性と能力を発揮できるためには、固定的性別役割分担意識を解消しなければいけません。このためには、家庭や職場において、一人ひとりが常に男女共同参画を意識するとともに、男女共同参画の視点に立った取組と啓発が必要となります。

2) 男女が対等に参画する機会の確保

地域、職場等身近な場において課題を解決するためには、多様な人材の個性や能力が求められます。このためには、男女が社会のあらゆる分野の意思決定の場に対等に参画する機会を確保することが求められます。

3) 女性の社会参画を促進するための条件整備

男女雇用機会均等法をはじめとする関連法令等の改正に伴い、法制度の面での整備は進みましたが、実質的にはまだ多くの課題が残っています。女性の社会参画を推進するために、働き方の見直し等の条件整備をすすめ、仕事と生活の調和を図ることが必要となります。

4) 健康で安定した生活の確保と不安の軽減

男女共同参画社会の実現には、生涯にわたる健康の維持と、育児、介護等の不安を解消することが重要となります。このためには年齢や障がい等にかかわらず、一人ひとりが自立していきいきとした生活を送ることができるよう社会全体で支えることが必要となります。

また、安心して子どもを産み育てるためにも、妊娠・出産時や子育て期における不安の軽減が求められます。

実践の場における方向性

実践目標に向かって、実生活ではどのようにアプローチしたらよいのでしょうか。そのために「家庭、地域、職場」という実践の場における方向性を決めました。

1) 家庭において、一人ひとりが互いを大切に、多様な生き方を選択できること

家庭においては、一人ひとりが互いを尊重しあうことが必要です。

家庭における男女共同参画が促進されること、即ち一人ひとりが家族の一員として意見を出し合い、話し合いにより家庭内でのあらゆる場面で家族全員が協力していくことは、女性の家事や育児等の負担軽減につながり、仕事と家庭生活の両立を可能とします。これが多様な生き方を選択できることにつながり、充実した生活に結びつきます。

2) 地域において、男女が対等に参画する機会が確保されること

まちづくり等地域の様々な場面においては、性別にかかわらず対等に参画できる機会の確保が重要となります。

参画の機会が確保されることにより、地域活動、ボランティア等、様々な生き方を自ら選択することが可能となります。また、地域に関わる人が増え、多くの視点で地域を考えることは、住みよい地域づくりにつながります。

3) 職場において、誰もが意欲を持ち、満足が得られ、仕事とその他の活動が両立できること

職場における男女共同参画の推進と、仕事と生活の調和をとることのできる労働環境の整備が必要です。

職場における男女共同参画が推進されること、即ち、性別にかかわらず能力が発揮でき、正当な評価を受けられる職場環境が整備されることは、女性の労働力が確保されるだけでなく、男性にとっても働きやすい環境が整備されることとなります。

これは、多様性に富んだ職場環境につながり、企業活動も活発化します。また、仕事と生活（家庭生活・地域活動等）の調和がとれる労働環境が整うことで、女性も男性もともにゆとりをもっていきいきと働くことが可能となります。

各主体の役割

男女共同参画社会は、行政だけで実現できることではありません。市民・市民組織・事業者そして行政それぞれが主体となって個々の役割を果たすとともに、互いに連携、協力していくことが大前提となります。

ここでは、取組を進めていくための各主体の役割を示します。

【市民】

家庭と地域での男女共同参画意識の醸成に努める
他の主体の取組に参加・協力する

【市民組織】

組織の特徴を生かした男女共同参画推進活動に取り組む
他の主体の取組に参加・協力する

【事業者】

男女が対等な立場で雇用され、就労できる条件整備の促進を図る
他の主体の取組に参加・協力する

【行政】

市民・市民組織・事業者と連携、協働して取り組むことで、男女共同参画社会の形成を促進させる

行政も一事業者として男女共同参画を推進する

市は、国や県等との連携により、男女共同参画社会の形成に取り組む

第3章 各主体の取組



「家族みんなで家の仕事」
(平成23年度作品)
木田小学校2年
河野 真琴さん



「家族みんなで家事分担」
(平成23年度作品)
中藤小学校6年
浅井 成葉さん

この章では、各主体の取組について、指針ごとの具体的な取組内容を示します。

市民の取組

【役割】

家庭と地域での男女共同参画意識の醸成に努める 他の主体の取組に参加・協力する

市民の皆様の取組においては、一人ひとりが互いの立場を尊重し、相手を思いやる気持ちを持つことが大切です。自らが何をすべきか考え、主体的かつ積極的に行動する「意識改革」が何よりの一歩となります。その上で家庭や地域で、互いに協力し、助け合う関係を築いていきましょう。また、男女共同参画社会の実現に向けた取組に対して、積極的に参加するとともに、市民組織・事業者・行政等が取り組む男女共同参画の推進に関する取組にも進んで協力するよう心がけましょう。

■ 市民の皆様は、次のように取り組んでみてください ■

指針1 男女共同参画意識を高める

男女共同参画の意義を理解するとともに、あらゆる場で実践に努めます。

指針2 家族で協力し合う

家庭の中において、固定的性別役割分担意識の解消に努めます。

家事や育児や介護をともに担うべき仕事として捉え、家族で話し合い、協力して行うことで、女性が働きやすく、地域活動にも参画可能な環境づくりに努めます。

指針3 仕事と生活の調和を図る

仕事ばかりを優先せず、家族と過ごす時間や地域と関わる時間を大切にします。

また、育児休暇等の制度について理解を深め、男女がともに積極的に取得するよう努めます。誰もが健康で心豊かな生活のための時間を確保することができ、そして子育てや介護をする人等様々な立場の人にとって多様な働き方が可能になることを目指します。

指針4 男女ともに地域活動に積極的に参画する

男性も女性も、ともに自治会等地域活動に積極的に参加し、協力し合い、活動を進めていきます。また女性も地域活動のリーダーとしての役割を担う等、意思決定への参画に心がけます。このためには、女性が参画しやすいような地域への意識付けや環境づくりを一人ひとりが考えていきます。

指針5 相手を尊重した発言や行動をとる

あらゆる場面において、男女が対等なパートナーであることを意識して行動します。また、セクシュアル・ハラスメント^(※)やドメスティック・バイオレンスの内容や現状を理解し、その根絶に努めます。

(※)セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのことで、略してセクハラと称されることもある。
職場や学校などで（法的な取決めがあるのは職場のみ）、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的なことばや行為」を指し、大きくふたつの型に分かれると言われる。
立場、階級の上下関係と自身の権限を利用し、性的な言動や行為を強要する「代償型（対価型）」と、屈辱的、敵対的な言動によって職場環境を不快にする「環境型」である。

市民の主な取組

- ◆男女共同参画の意義を理解する。
- ◆一人ひとりがおもいやりの心を持つ。
- ◆一人ひとりの人権を尊重する。
- ◆家庭、地域、職場におけるコミュニケーションを深める。
- ◆家庭内で互いに協力し、家族それぞれが役割（家事、育児、介護等）を担うことで、男女ともに働くことに意欲の持てる生活環境を整える。
- ◆男女ともに地域活動（自治会活動、防災活動等）に積極的に参加する。また意思決定にも関わるよう心がける。
- ◆ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントが重大な人権侵害であることを理解し、絶対に行わない。

市民組織の取組

【役割】

組織の特徴を生かした男女共同参画推進活動に取り組む 他の主体の取組に参加・協力する

市民組織の皆様の取組においては、自らの活動の中で男女共同参画の視点を持つことが大切です。現状では、役員のほとんどが男性となっていることも少なくありません。男女共同参画の視点に立ち、自身の団体活動や事業を見つめ直すとともに、性別にこだわらず、ともに理解や協力し合える組織づくりに取り組んでいきましょう。

また、他の主体が取り組む男女共同参画推進活動にも進んで協力するよう心がけましょう。

■ 市民組織の皆様は、次のように取り組んでみてください ■

指針1 組織内における男女共同参画の意識啓発に努める

組織内で男女共同参画意識を持ち、意思決定等への女性の参画を促進させます。
構成員一人ひとりが男女共同参画意識の向上に努めます。

指針2 前例にとらわれない組織運営に努める

前例や慣行にとらわれることなく、誰もが個性や能力の発揮できる組織にします。

指針3 組織内における女性の登用を増やす

組織内の意識向上を図るとともに、性別にかかわらずリーダーの養成を図ります。
そのうえで、能力を正當に評価して組織内の女性登用を図ります。

指針4 活動において性別による差別を行わない

市民組織の様々な活動において、分け隔てなく相手に接する男女共同参画の視点を持った活動に努めます。このことが、市民の意識浸透への手助けにもなります。

指針5 組織内における男女共同参画を阻害する要因の除去に努める

男女が等しく活動できる環境を妨げる要因、特にセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメント^(※)の内容等をよく理解し、組織内で発生させません。

(※) パワーハラスメント

法令上の定義は存在しないが、厚生労働省は「職場のパワーハラスメント」を次のように定義している。

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性^(*)を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

(*) 優位性 上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

その行動類型としては以下のものがある。

ただし、全てを網羅するものではないことに留意する必要がある。

①身体的な攻撃 ②精神的な攻撃 ③人間関係からの切り離し ④過大な要求 ⑤過小な要求 ⑥個の侵害

指針6 他の市民組織と連携する

市民組織同士の連携を深め、積極的な活動を通し、あらゆる場における意識醸成の促進につなげます。

市民組織の主な取組

- ◆構成員一人ひとりが男女共同参画意識の向上に努める。
- ◆構成員の誰もが個性と能力を生かすことのできる活動を行う。
- ◆慣習や社会通念、しきたりにとらわれない組織の運営を行う。
- ◆組織内のセクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントの防止に努める。
- ◆組織の特徴を生かした男女共同参画推進に取り組む。
- ◆地域における男女共同参画に関する課題解決への取組に努める。

事業者の取組

【役割】

**男女が対等な立場で雇用され、就労できる条件整備の促進を図る
他の主体の取組に参加・協力する**

事業者の皆様の取組においては、誰もが性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるよう、労働条件等の整備に積極的に取り組むことが大切です。

働く者の仕事と生活の調和が図られるよう、それぞれの働き方に応じた適正な処遇や労働条件の確保が求められています。また、各主体が実施する男女共同参画の推進に関する取組に進んで協力するよう心がけましょう。

■ 事業者の皆様は、次のように取り組んでみてください ■

指針1 雇用において、男女の均等な機会と待遇を確保する

法令を遵守し、実態として男女で差が生じているような採用、研修及び昇進等で男女格差を解消するよう努めます。

指針2 働き続けられる環境の整備に努める

結婚、妊娠、出産、子育て等において、一方的に不利益な取扱いを行わず、安心して働き続けられる雇用環境の整備に努めます。

指針3 仕事と生活の調和が図れるよう、就労関係の整備に努める

従業員が仕事と生活の調和が図れるよう、育児や介護等に関する各種制度を従業員に周知するとともに、利用しやすい職場環境づくりをする等、就労関係の整備に努めます。

指針4 教育や訓練の機会を設け、意欲があれば誰でも受けられる仕組みづくりに努める

従業員に対し、職場内で男女に等しく研修等の教育訓練機会を設け、男女を問わず能力を十分発揮させるよう努めます。

指針5 正当な評価を行い、女性の管理職への登用に努める

従業員を正当に評価し、女性の管理職への登用に努めます。

指針6 従業員に対する男女共同参画に関する講習の機会を設ける

男女共同参画の重要性を理解し、従業員に対し意識啓発につながる講習、研修等を実施する等、資質向上、人材育成に努めます。

指針7 職場内で良好な人間関係をつくりあげる

従業員が能力を存分に発揮できるように、セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを許さない職場環境をつくるよう努めます。

事業者の主な取組

- ◆法令を遵守し、実態として男女で差が生じているような採用、研修及び昇進等で男女格差を解消するよう努める。
- ◆子育て、介護等の時間の確保に向け就労制度面の整備を進める。
- ◆相手のことを思いやり、互いに仕事と生活の調和を図ることができる職場の雰囲気づくりに努める。
- ◆従業員研修の中に男女共同参画教育の場を設け、互いが個性と能力を尊重できる職場環境づくりに努める。
- ◆男女共同参画に関して職場内の実態を把握するよう努める。
- ◆セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制の従業員への周知徹底に努めるとともに、パワーハラスメントに関する相談体制の整備に努める。
- ◆セクシュアル・ハラスメントやパワーハラスメントを許さない職場環境をつくるよう努める。

行政の取組

【役割】

市民・市民組織・事業者と連携、協働して取り組むことで、男女共同参画社会の形成を促進させる

行政も一事業者として男女共同参画を推進する

市は、国や県等との連携により、男女共同参画社会の形成に取り組む

行政は、互いに連携を取り、様々な施策により男女共同参画社会の形成に取り組んでいきます。また、実施する施策全体に男女共同参画の視点を取り入れます。市民・市民組織・事業者向けに男女共同参画意識を啓発するための情報発信や施策の推進に努め、あわせて職員の意識啓発に取り組めます。さらに市民・市民組織・事業者において、男女共同参画推進に取り組むリーダーの育成に努める等、各主体の取組が促進されるための仕組みづくりを進めていきます。

■ 福井市では、主として次のように取り組めます ■

指針1 第4次基本計画に基づいた施策を総合的に促進する

各種施策について、計画の本旨に基づき一丸となって取り組めます。

指針2 男女共同参画を意識した施策を推進する

あらゆる行政施策の推進において、男女共同参画を意識して実施します。

指針3 市民・市民組織・事業者と協働して施策を進める

市民・市民組織・事業者（以下、「他の主体」という。）が、男女共同参画推進に主体的に取り組むことができるよう、福井市男女共同参画推進本部において意思統一を図り、一歩でも前進するよう全庁的な取組に努めます。

① 他の主体に対し男女共同参画に関する啓発に努める

本計画を周知していくとともに、それぞれの立場で男女共同参画を理解し主体的に取り組むことができるよう啓発に努めます。

② 他の主体が実施する男女共同参画に関する取組を支援する

男女共同参画社会の実現には、他の主体が各々の役割を果たすことが重要となります。そのため、他の主体が自発的に取り組むことができるよう、支援の充実を図ります。

③ 市民の健康を維持し生活上の不安を取り除く取組を支援する

個性と能力を発揮するためには、生涯にわたる健康を確保するとともに、子育て、介護等を社会全体で支えることが必要となります。そのため、生涯を通じた健康維持への取組と各種不安を除去する取組を支援します。

④ 男女共同参画社会の実現への障害を取り除く

潜在化、深刻化しやすく、男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因であるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントを根絶するため、その内容や現状を正確に把握し、その防止対策等について広報・啓発活動に努めます。また、これらの問題に対処するための相談業務を実施するとともに、緊急時への対応にも努めます。

指針4 男女共同参画に向け、一事業者として取り組む

① 他の主体の模範となるよう率先して取り組む

男女共同参画推進のため、他の主体の模範となるよう、福井市が自ら率先して取り組みます。例えば、男女を問わず育児休業を取得しやすい環境整備を行う等、男女共同参画にふさわしい職場づくりを目指します。

② 男女共同参画に関する職員の意識を高める

あらゆる機会をとらえ研修等を行い、意識啓発に努めます。

また、全ての住民サービスにおいて、男女共同参画の視点を持って職務が遂行できるよう、機運の醸成を図ります。

③ 管理職への女性の登用を進める

福井市の政策に女性の意見が十分に反映されるよう、女性職員の職域拡大を図り、意欲と能力に応じ、管理職への登用を進めます。

指針5 政策・方針決定過程への女性の参画を進める

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向け、委員選出過程の見直しを促進し、各種審議会・委員会等への積極的な女性の登用を図ります。

指針6 国や県等と連携を取り、男女共同参画社会の形成に取り組む

国や県等と連携を取り、様々な施策により男女共同参画社会の形成に取り組みます。また、様々な場面での男女共同参画を促進するため、講座や研修等の開催を通じて、女性リーダーの育成を支援します。

指針7 第4次基本計画における進行管理を徹底する

本計画を総合的かつ効果的に推進するために、各主体の代表者等で構成する福井市男女共同参画促進会議を設置し進行管理を行います。また、福井市の取組については福井市男女共同参画推進本部により進行管理を実施します。さらに、重要な施策に関しては福井市男女共同参画審議会において調査審議を行います。

行政の主な取組

【市民との協働】

- ◆学校教育における男女平等教育の推進
- ◆地域における啓発及び実践活動への支援
- ◆生涯を通じた健康維持に関する取組への支援
- ◆男女が協働して取り組む育児への支援（親同士の交流の場の提供等）
- ◆男女が協働して取り組む介護への支援（講座や相談の実施等）
- ◆育児・介護休業取得に向けた取組への支援
- ◆その他の不安を軽減するための取組に対する支援（相談、情報提供体制の整備や充実等）
- ◆女性が働き続けるための取組に対する支援（能力向上や再就職のための講座開催等）

【市民組織との協働】

- ◆市民組織が企画する男女共同参画に関する取組に対する支援
- ◆男女共同参画を目的とする市民組織に対する活動支援
- ◆女性リーダー育成に関する支援

【事業者との協働】

- ◆雇用における男女格差の是正に向けた啓発（法令に基づいた適正な雇用管理の周知等）
- ◆仕事と生活の調和に向けた啓発（育児、介護休暇制度の啓発活動の推進等）
- ◆仕事と生活の調和に向けた就労環境の整備促進への支援
（相談会開催や相談員設置、パートタイム労働者や小規模商工業者への支援等）
- ◆女性の起業に対する育成・支援（起業に関する情報提供や学習機会の提供等）

【福井市の取組】

- ◆あらゆる施策の推進において、男女共同参画の視点を意識します。
- ◆各主体が男女共同参画に関する情報を共有できるよう、情報を発信します。
- ◆ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの根絶を目指します。
（内容に関する正しい理解と防止への啓発、相談業務の実施）
- ◆苦情処理委員会を設置し、男女共同参画社会実現への障害を取り除きます。
- ◆女性の政策・方針決定過程への参画を拡大するとともに、参画意識の向上を図ります。
- ◆国や県等との連携を深め、男女共同参画に関する情報を収集し、その対策に努めます。
- ◆福井市男女共同参画促進会議を設置し、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。
- ◆男女共同参画を協働で推進するために、市民協働の啓発に努めます。
- ◆性別に関わらず、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境整備を行う等、男女共同参画にふさわしい職場づくりを目指します。
- ◆あらゆる機会を捉え研修等を行い、職員の男女共同参画意識を高めます。
- ◆誰でも能力が発揮できる職場をつくり、意欲と能力に応じ管理職への登用を進めます。

〔参考 実践目標と市の取組とのかわり〕

実践目標	分野	主な取組
意識の醸成 男女共同参画	教育 意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校教育における男女平等教育の推進 ◆地域における啓発及び実践活動への支援 ◆市民組織が企画する男女共同参画に関する取組に対する支援 ◆男女共同参画を目的とする市民組織に対する活動支援 ◆各主体が男女共同参画に関する情報を共有出来るための情報発信 ◆ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの根絶 (内容に関する正しい理解と防止への啓発、相談業務の実施)
機会 の確保 参画する 男女が対等に	参画推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆女性リーダー育成に関する支援 ◆女性の政策・方針決定過程への参画拡大と参画意識の向上の推進
促進する ための条件整備 女性の社会参画を	労働	<ul style="list-style-type: none"> ◆育児・介護休業取得に向けた取組への支援 ◆女性が働き続けるための取組に対する支援 (能力向上や再就職のための講座開催等) ◆雇用における男女格差の是正に向けた啓発 (法令に基づいた適正な雇用管理の周知等) ◆仕事と生活の調和に向けた啓発(育児、介護休暇制度の啓発活動の推進等) ◆仕事と生活の調和に向けた就労環境の整備促進への支援 (相談会開催や相談員設置、パートタイム労働者や小規模商工業者への支援等) ◆女性の起業に対する育成・支援(起業に関する情報提供や学習機会の提供等)
不安の軽減 生活の確保と 健康で安定した	福祉	<ul style="list-style-type: none"> ◆生涯を通じた健康維持に関する取組への支援 ◆男女が協働して取り組む育児への支援(親同士の交流の場の提供等) ◆男女が協働して取り組む介護への支援(講座や相談の実施等) ◆その他の不安を軽減するための取組に対する支援 (相談、情報提供体制の整備や充実等)

〔福井市が実施する他の取組〕

- ◆あらゆる施策の推進において、男女共同参画の視点を意識する。
- ◆男女共同参画を協働で推進するために、市民協働の啓発に努める。
- ◆苦情処理委員会を設置し、男女共同参画社会実現への障害を取り除く。
- ◆国や県等との連携を深め、男女共同参画に関する情報を収集し、その対策に努める。
- ◆福井市男女共同参画促進会議を設置し、本計画の総合的かつ効果的な推進を図る。
- ◆性別に関わらず、育児休業や介護休業等を取得しやすい環境整備を行う等、男女共同参画にふさわしい職場づくりを目指す。
- ◆あらゆる機会を捉え研修等を行い、職員の男女共同参画意識を高める。
- ◆誰でも能力が発揮できる職場をつくり、意欲と能力に応じ管理職への登用を進める。

第4章 計画の推進



「同じ歩はばで」
(平成23年度作品)
足羽第一中学校2年
吉川 まなみさん

推進体制

この計画の実効性を高めるため男女共同参画の推進組織により充実を図ります。

《推進組織》 福井市は次のような組織でこの計画を推進します

福井市男女共同参画促進会議

市民・市民組織・事業者・行政の代表者等からなる組織を設置し、この計画における各主体の取組に関する促進を図ります。この中で各主体の取組が計画の目標や理念に沿ったものであるかどうかを検証します。

福井市男女共同参画推進本部

男女共同参画に関する施策を充実させるため、市長を本部長とする男女共同参画推進本部により総合的な施策の推進を図ります。この中で、各主体と協働する施策について、協議・検証していきます。

福井市は男女共同参画を推進するため、次のような付属機関を設置しています

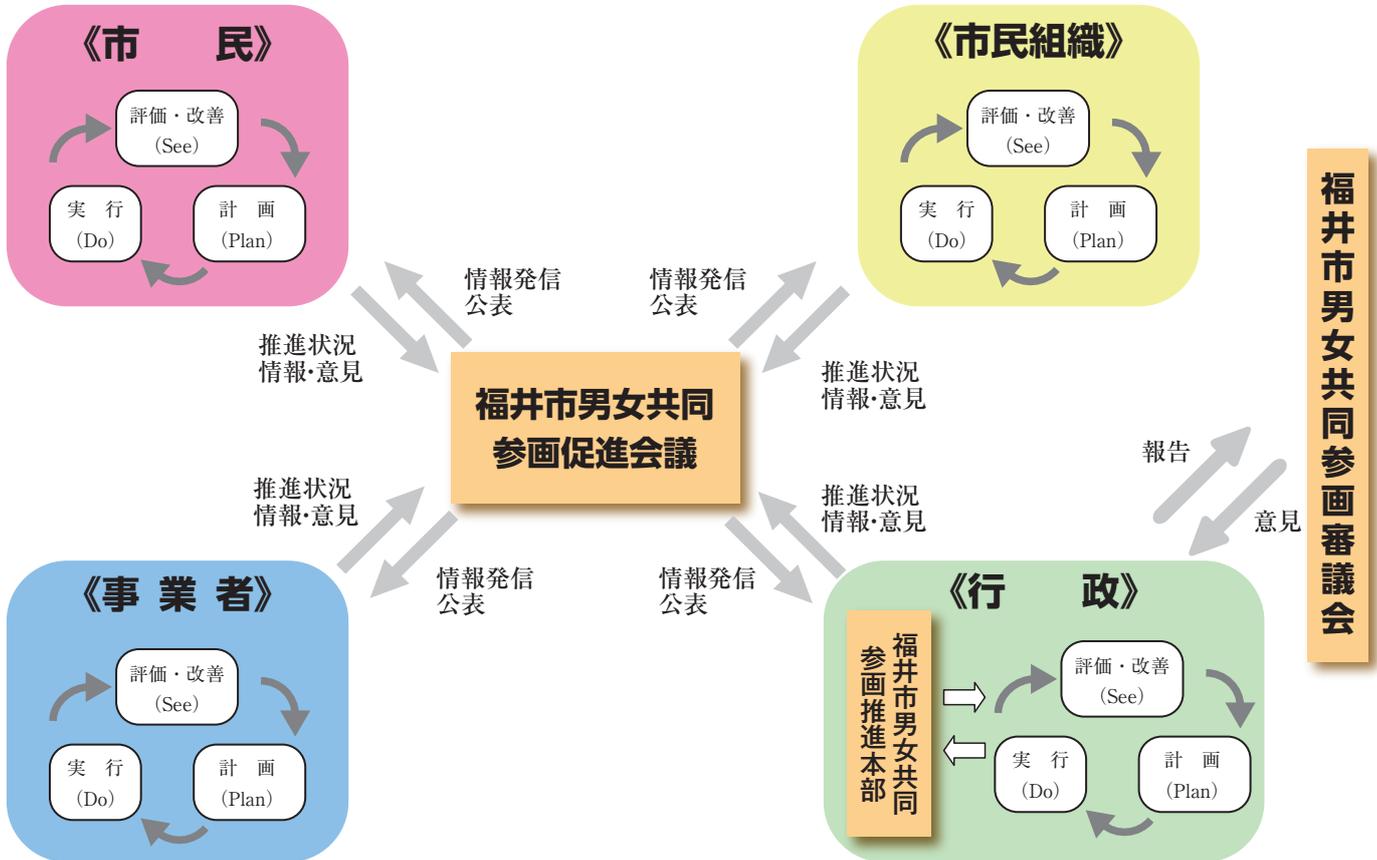
福井市男女共同参画審議会 【男女共同参画社会をめざす福井市条例第24条】

市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を市長に答申するほか、男女共同参画の推進に関し必要と認める事項について調査審議し、市長に対し意見を述べます。

苦情処理機関（福井市苦情処理委員会） 【男女共同参画社会をめざす福井市条例第27条】

福井市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等について、苦情、意見、相談等の処理を行います。

進行管理



進行管理と評価

男女共同参画社会を実現するためには、各主体（市民・市民組織・事業者・行政）が自ら取り組み、協力・連携することが重要です。この取組が共通の目的に向かって実効性のあるものとなるよう、各主体の代表者等で構成する福井市男女共同参画促進会議を設置します。この組織では、それぞれの取組について現状を分析、検証し、より効果のある取組につながるよう努めます。

推進状況の把握と公表

計画が着実に実行されるために、男女共同参画の取組に対する推進状況を把握・評価し、公表します。

市民アンケートの定期的な実施

男女共同参画に対する各主体の意識を調査し、他の主体との連携・協働に反映します。

行政施策の進行管理

行政の実施する施策が男女共同参画の視点を取り入れて行われているか検証・評価します。

国の第3次男女共同参画基本計画における主な施策

(★：新設分野)

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治・司法を含めたあらゆる分野における指導的地位に女性の占める割合について、「2020年30%」に向けた取組
- ・クォータ制など積極的改善措置の検討・実施

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し、意識の改革

- ・男女の社会における活動の選択に中立的な社会制度の検討
- ・調査・統計における男女別等統計の充実

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画 ★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の取組の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・仕事と生活の調和に関する啓発・普及
- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備
- ・ライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 ★

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 ★

- ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画 ★

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用を促進するための支援

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援
- ・メディア分野における女性の参画の拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ★

- ・地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

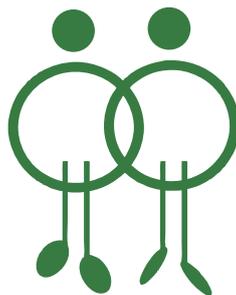
福井市の男女共同参画のあゆみ

年度	月	主 な 事 業
元年度 (1989)	4	○ 福井市教育委員会社会教育課内に「婦人担当室」設置
	5	○ 「婦人問題懇話会」「婦人問題行政連絡協議会」設置
	7	○ 「婦人問題女子職員研究部会」を「婦人問題職員研究部会」に改正
	8	○ 「福井いきいき女性リーダー研修会」発足
	2	○ 女性問題啓発誌「アイアム」創刊
	3	○ “ふくい女性新たななる旅立ち101”で市長が「福井女性元年」を宣言
2年度 (1990)	4	○ 「福井女性リーダーバンク」設置
	7	○ 「福井女性ネットワーク」設立
	8	○ 婦人問題に関する「市職員意識調査」報告書発刊
	10	○ 「ふくい・EC女性問題シンポジウム」開催
	3	○ 男女共生社会へ向けての「市民意識調査」報告書完成
3年度 (1991)	4	○ 福井市市民部「総合女性課」設置
	5	○ 女性プラン「検討委員会」「策定委員会」発足
	3	○ 21世紀への福井市女性行動計画「あじさい女性プラン」策定
4年度 (1992)	6	○ 「福井市女性施策推進会議」設置
	10	○ 「福井女性リーダーの翼'92」派遣研修（フラトン市 32人）
	11	○ 21世紀の福井市女性行動計画「あじさい女性プラン」発刊
5年度 (1993)	5	○ 「まちづくり提言集」発刊
	8	○ 平成5年度「女性施策の概要」発刊
	10	○ 小中学生図画ポスターコンクール実施
	3	○ 「地域福祉・新時代へ女性の叫び138」提言集発刊
6年度 (1994)	5	○ 女性問題研究自主グループ「テンドー45」発足
	6	○ 第1回「男女でつくる地域推進フォーラム」（H6～H9）
	10	○ 総務部「男女共生推進課」に移管・改称
7年度 (1995)	8	○ 「第4回世界女性会議」 福井市民代表団派遣（北京 28人）
8年度 (1996)	6	○ 女性問題懇話会委員を公募（4人）
	8	○ 女性ネットワークの「市長を囲んでわくわくトーク」で女性センターを福井駅周辺市街地総合再生計画公共公益施設へ位置づけ
	2	○ 熊本女性とのふれあい研修・交流会（2泊3日 22人）
9年度 (1997)	5	○ 「セクハラ」「働く女性」「小学生」に関する意識調査実施（女性問題研究会'97）
	10	○ 「男女でつくる地域推進合同フォーラム」（最終会）
	3	○ 議会で「男女共同参画宣言都市」を議決
		○ 福井市女性行動計画「あじさい女性行動プラン」改定版発刊
10年度 (1998)	7	○ 福井フェニックスまつりへ「男女共生みこし」で参加
	8	○ 「女性模擬議会」開催
	10	○ 男女共同参画都市宣言記念モニュメント除幕式（シンボルマーク決定）
	11	○ 男女共同参画都市「宣言フェスタ'98」開催
11年度 (1999)	4	○ 「男女共生推進地域会議」設置
	6	○ 第1回「企画力養成講座」開講
	7	○ 米国ニューブランズウィック市女性との研修・交流会
	11	○ 「女性起業家養成講座」開講

資料2

12年度 (2000)	4 6	○ 市長室「男女共同参画室・少子化対策センター」に移管・改称 ○ 「第5回世界女性会議」福井市民代表団派遣（ニューヨーク 12人）
13年度 (2001)	6 7	○ 「男女共同参画推進本部」設置（庁内の「男女共生行政連絡協議会」を改称） ○ 男女で学ぶ「男女共同参画講座」開講 ○ 「ほのぼのダイヤル」相談室開設 ○ 男女平等教育「副読本」発刊
14年度 (2002)	6 7 11 12 3	○ 「男女共同参画社会基本条例」検討委員委嘱及び委員会開催 ○ 福井市第2次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画21」策定 ○ 「男女共同参画推進研究大会Part1」開催 ○ 男女共同参画モデル地域事業開催（不死鳥・あずまブロック） ○ 「男女共同参画推進研究大会Part2」開催 ○ 議会で「男女共同参画社会をめざす福井市条例」を議決後、公布（28日）
15年度 (2003)	4 5 10 11	○ 「男女共同参画社会をめざす福井市条例」施行 ○ 苦情処理委員委嘱 ○ 男女共同参画モデル地域事業開催（足羽ブロック） ○ 「全国男女共同参画宣言都市サミットinふくい」開催 ○ 男女共同参画モデル地域事業開催（九頭竜ブロック）
16年度 (2004)	7 11 12	○ 「日本女性会議2005ふくい」実行委員会設立総会 ○ 日本女性会議イベント「男女共同参画推進研究大会 Part I」開催 ○ 男女共同参画モデル地域事業開催（みなみブロック・川西ブロック） ○ 日本女性会議イベント「男女共同参画推進研究大会 Part II」開催
17年度 (2005)	5 10 11	○ 「日本女性会議2005ふくい」実行委員会総会 ○ 「日本女性会議2005ふくい」開催 ○ 男女共同参画モデル地域事業開催（光ブロック・あたごブロック）
18年度 (2006)	5 10 2 3	○ 「男女共同参画推進地域会議」開催 ○ 「福井市男女共同参画・子ども家庭センターの設置及び管理に関する条例」公布 ○ 「男女共同参画推進研究大会」開催 ○ 福井市第3次男女共同参画基本計画「あじさい行動計画2007」策定
19年度 (2007)	4 11 3	○ 市民生活部「男女共同参画・少子化対策室」に移管・改称 ○ 『アオッサ』内に「男女共同参画・子ども家庭センター」新設、講座開始 ○ 「第18回男女共同参画全国都市会議 inふくい」開催 ○ 男女平等教育「副読本」改訂版発行
20年度 (2008)	4 10 2	○ 「子育てファミリー応援企業」募集開始 ○ 「福井男女共同参画ネットワーク」発足20周年記念事業 国際調査団「北欧の翼2008」派遣（スウェーデン・フィンランド・フランス 17人） ○ 「福井市男女共同参画推進研究大会」開催
21年度 (2009)	11 2	○ 「福井市男女共同参画推進研究大会」開催 ○ 「福井男女共同参画ネットワーク」発足20周年記念事業開催
22年度 (2010)	2	○ 「福井市男女共同参画推進研究大会」開催
23年度 (2011)	3	○ 「福井市男女共同参画推進研究大会」開催 福井市第4次男女共同参画基本計画策定

福井市男女共同参画シンボルマーク



男性と女性がお互いに手を取り合いながら豊かな社会に向かって歩むイメージを表現しています。

福井市第4次男女共同参画基本計画 (平成24年3月)

編集・発行 福井市市民生活部 男女共同参画・少子化対策室

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
TEL: 0776-20-5353
FAX: 0776-20-5274
E-mail: danjo@city.fukui.lg.jp

